

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 30日	
秋田県知事 佐竹 敬久 様	
提出者	
住 所	宮城県仙台市青葉区中央二丁目8-13 大和証券仙台ビル9階
氏 名	東亜建設工業株式会社 東北支店 執行役員支店長 竹市 卓矢
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 022-262-6520	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社 東北支店 能代中国木材作業所
事業場の所在地	秋田県能代市扇田字扇渕3-12
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	102億円（東北支店）
③ 従業員数	71人（東北支店）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場で発生する がれき類 再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 廃プラスチック類 再生処理業者へ委託 → 破碎後燃料として焼却 木くず 再生処理業者へ委託 → 破碎後燃料として焼却 紙くず 再生処理業者へ委託 → 破碎後燃料として焼却

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	排 出 量	1030.8 t	3.98 t
	(これまでに実施した取組) ・ 工事ごとに責任者を明確にする ・ 計画、施工段階で廃棄物の分別を徹底する ・ 作業員に排出抑制の教育をする		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	排 出 量	500 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取り組みをより徹底する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 一般廃棄物と産業廃棄物の分別 ・ 廃棄物ごとに産廃ボックスや仮置場を設け、保管物や責任者を表示し、管理する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の取り組みをより徹底する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・がれき類については発注者の指示によりコンクリートがらを破砕機により破砕し、再生砕石とした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・発注者の指示がある場合、再生利用を検討する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・発注者との協議によりコンクリートがらを破砕機により破砕し、再生砕石とした		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・発注者の指示がある場合、熱回収、中間処理を検討する		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	全処理委託量	1030.8 t	3.98 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1030.8 t	3.98 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理について、収集運搬と処分についてそれぞれの業者と委託契約 を行なう ・契約を適正に履行するよう委託業者の指導監督を行なう ・マニフェストにより適正に処理されたことを確認し、記録を保管する ・電子マニフェストの利用促進を図る		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず、廃プラ、紙くず 他
	全処理委託量	500 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	500 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工事量及び工事内容により発生量は大きく変動することになるが、 中間処理施設、最終処分場に出向き、処理状況を確認する ・工事場所近くに優良認定事業場、電子マニフェスト利用事業所があれば優先的に使用する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元
完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応
事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する
までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

請
じ
ま
と。

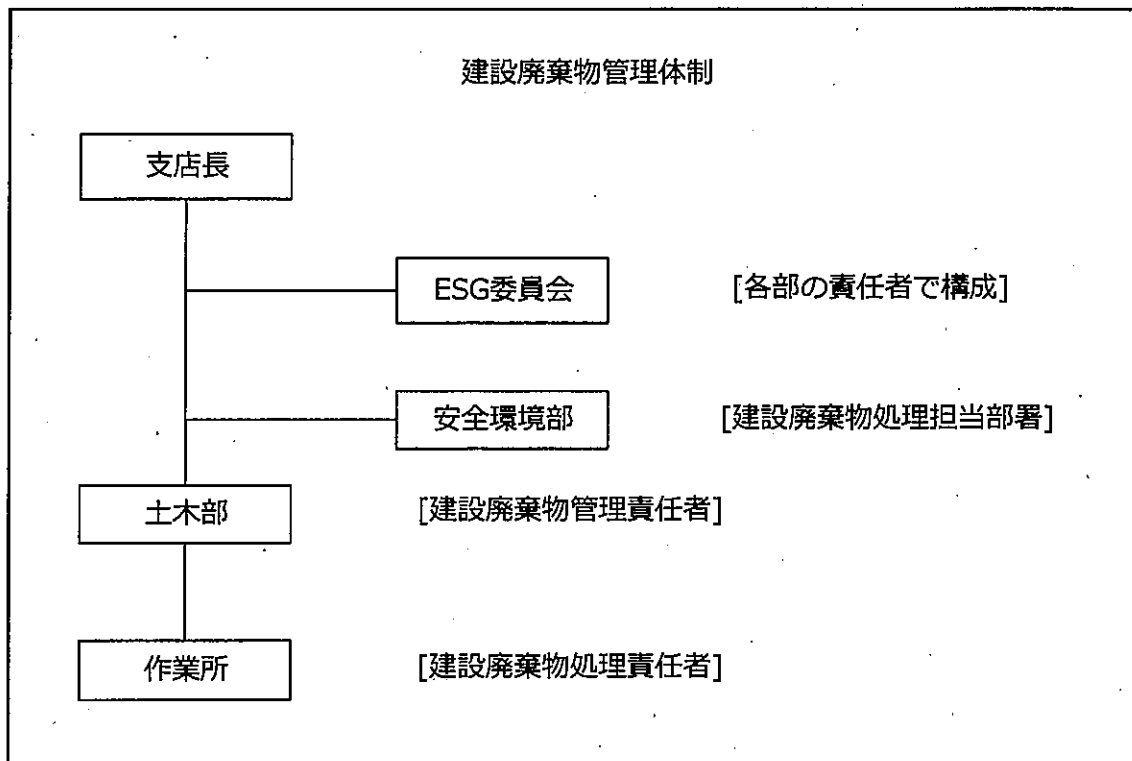
中
間

量
行
取
あ
へ

と
の
入

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[別紙1]



②産業廃棄物管理責任者等

責任者等の名称	職名	氏名	職務内容
建設廃棄物処理担当部署長	安全環境部長	-	建設廃棄物に関する事務局 (基本計画立案、周知、教育指導) 契約写し・集計・帳簿管理
建設廃棄物管理責任者	土木部長	-	建設廃棄物管理の総括責任者
総括建設廃棄物処理管理者	土木部 土木課長	-	建設廃棄物処理の責任者
建設廃棄物処理統括管理者	作業所長	-	建設廃棄物の処理に関する業務 及び指導監督
建設廃棄物処理管理者	現場担当者	-	建設廃棄物の処理に関する業務

